

国立大学法人和歌山大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規程

制 定 令和 元 年 7 月 1 7 日

法人和歌山大学規程 第 2 1 7 3 号

最終改正 令和 5 年 3 月 2 9 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）において、防犯カメラ及び防犯カメラにより撮影された画像の管理並びに運用に関し必要な事項について定めるものとする。

(設置目的)

第 2 条 防犯カメラの設置は、本学における盗難等の犯罪行為の抑止及び事故発生の防止を図ることにより、本学の構成員の安全及び安心を確保するとともに、本学の資産を保護することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 本学において前条の目的のために設置され管理するビデオカメラで、本学の特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影し記録媒体に記録する機能を有するものをいい、撮影した画像を記録媒体に記録する機能がないもの並びに設備、装置等の管理、学術研究及び報道を目的とするものは対象としない。
- (2) 防犯カメラ設置場所 建物出入口、講義室、演習室、体育館、駐車場、構内道路等において継続的に防犯カメラを設置し、不特定多数の者を撮影できる場所をいい、不特定多数の人の出入りが想定されない研究室、実験室、事務室等の内部を撮影しているカメラの設置場所は対象としない。
- (3) 画像 防犯カメラにより撮影し記録された映像をいい、特定の個人を識別できる映像を含む。
- (4) 記録媒体 ビデオテープ、ビデオディスク、DVD ディスク、ハードディスク、SD カードその他の画像を記録するものをいう。
- (5) 本学の構成員 本学の役員、教職員、学生その他本学において教育研究、学業等に従事するすべての者をいう。
- (6) 部局 本学組織規則に定める学部等、附属機関、教育学部各附属学校及び事務局並びに本学事務組織規程に定める課及び室をいう。

(総括管理責任者等)

第 4 条 本学に防犯カメラ及び画像の管理及び運用を総括する責任者として防犯カメラ総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置き、学長の指名する理事または副学長をもって充てる。

- 2 防犯カメラを設置する部局に、総括管理責任者の業務を補佐する者として防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該部局の長をもって充てる。
- 3 防犯カメラを設置する部局に、防犯カメラの操作及び画像の管理を担当する者として防犯カメラ管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置き、管理責任者が指名した者をもって充てる。
- 4 複数の部局が共同で使用又は管理する建物等に防犯カメラを設置する場合、又は複数の部局

## 防犯カメラの管理及び運用に関する規程

が合同で防犯カメラを設置する場合における管理責任者、管理担当者については、当該複数の部局の長の協議に基づき、当該複数の部局の長が指定した者をもって充てる。

- 5 防犯カメラ及び画像の管理、運用及び操作を行うことができる者は、総括管理責任者、管理責任者、管理担当者（以下「総括管理責任者等」という。）に限るものとする。ただし、管理担当者にあっては画像の管理及び防犯カメラの操作に限るものとする。

（防犯カメラの設置基準）

第5条 防犯カメラを設置する場合は、その目的が第2条に規定する設置目的に合致するとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐため、防犯カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲を必要最小限とし、特定の個人等を遠隔操作等で継続的に撮影してはならない。

（防犯カメラの設置等の手続き）

第6条 防犯カメラについて、設置、設置内容の変更又は設置の廃止をする場合は、管理責任者は、事前に防犯カメラ（設置・変更・廃止）申請書（別記様式第1号）に、必要事項を記載して総括管理責任者に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 総括管理責任者は、前項の申請があった場合は、その申請事項について遅滞なく和歌山大学危機管理委員会に諮らなければならない。
- 3 危機管理委員会は、前項により総括管理責任者から提出のあった申請事項について審査し、承認した場合は、遅滞なく総括管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 4 総括管理責任者は、前項の報告があった場合は、その承認された事項について防犯カメラ（設置・変更・廃止）承認通知書（別記様式第2号）により管理責任者へ通知するとともに、防犯カメラ管理台帳（別記様式第3号）に登録するものとする。
- 5 管理責任者は、前項の通知があった場合は、速やかに防犯カメラに係る設置、設置内容の変更又は設置の廃止を行うものとする。

（利用者への周知）

第7条 管理責任者は、防犯カメラを部局の建物等へ設置する場合は、当該建物等の利用者（以下「利用者」という。）へ当該防犯カメラの設置について周知しなければならない。

- 2 前項の利用者への周知は、防犯カメラ作動案内表示（別記様式第4号）により、防犯カメラが作動中である旨の表示、設置者の名称、連絡先等を、防犯カメラを設置した建物等の見やすい場所に掲示して行うものとする。

（画像の管理）

第8条 総括管理責任者等は、画像の不正利用、外部流出、改ざん、遺失等の防止に努め、次の各号に掲げる管理、運用及び操作を行わなければならない。

- (1) 画像の不必要な複製、加工又は印刷を行わないこと。
- (2) 記録媒体を保管する場合は、保管庫に施錠して保管すること。
- (3) 防犯カメラの録画装置が置かれている部屋は、施錠して関係者以外の立入りを制限すること。
- (4) 画像の外部持ち出しを禁止すること。
- (5) 画像を撮影するビデオカメラと録画装置との間における画像信号の通信経路について漏えい防止の措置をとること。
- (6) 画像の保管期間は、原則として、その撮影された日から起算して、30日以内とし、当該保管期間の経過後は、遅滞なく消去又は廃棄すること。

- (7) 保管期間が経過した画像は、確実に消去し、記録媒体を廃棄する場合は、破壊等の方法により画像が読み取れない状態にしてから廃棄すること。

(画像の閲覧)

第9条 画像を閲覧することができる者は、総括管理責任者等及び次条第2項の規定により閲覧を認められた者に限るものとし、画像を閲覧する場合は、必ず管理責任者又は管理担当者を含む2名以上で閲覧しなければならない。

(画像の目的外利用)

第10条 総括管理責任者等は、第2条に規定する設置目的以外のために画像を自ら利用し、又は他へ提供若しくは閲覧をさせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総括管理責任者及び管理責任者は、次の各号に掲げる場合に限り、原則として閲覧のみとし、必要と認める者に画像を閲覧させることができる。ただし、画像を閲覧させる場合は、必要とされる者等の画像に限るものとし、それ以外の者等の画像については見ることができないように配慮しなければならない。

(1) 画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）から、国立大学法人和歌山大学における個人情報の保護に関する規程（以下「個人情報の保護に関する規程」という。）第24条第1項の規定に基づく本人の画像の開示請求があり、総括保護管理者が開示することを認めたとき。

(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため総括管理責任者又は管理責任者が緊急かつやむを得ない理由があると認めたとき。

(3) 画像が本学において生じた刑事事件、民事事件等に関連する情報を含む可能性がある場合に、法令に基づき司法機関、警察署等からの情報提供の照会又は要請があったとき。

(4) 他の部局の長から画像の閲覧の要請があり、総括管理責任者又は管理責任者がその必要があると認めたとき。

(5) その他総括管理責任者又は管理責任者が必要と認めたとき。

3 前項各号による目的外利用に係る画像の閲覧が必要と認められる場合は、総括管理責任者又は管理責任者は、防犯カメラ画像閲覧伺い（別記様式第5号）により役員会の審議を経て、画像を特定して閲覧させるものとする。

4 前項の場合において、総括管理責任者又は管理責任者が、緊急かつやむを得ない理由があると認めた場合は、学長の承認を得て閲覧させることができる。ただし、閲覧後遅滞なく役員会に防犯カメラ画像閲覧報告（別記様式第5号）により報告しなければならない。

(画像の提供)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ず画像の提供を行う場合は、総括管理責任者及び管理責任者は、防犯カメラ画像提供伺い（別記様式第5号）により役員会の審議を経て、画像の提供を行うものとする。

2 前項の場合において、総括管理責任者が、緊急かつやむを得ない理由があると認めたときは、学長の承認を得て、画像の提供を行うことができる。ただし、提供後遅滞なく役員会に防犯カメラ画像提供報告（別記様式第5号）により報告しなければならない。

(苦情等への対応)

第12条 管理責任者は、防犯カメラ及び画像の運用に関して利用者から苦情、問い合わせ等があった場合は、その対応方法等について適切かつ迅速に対応するよう努めなければならない。

## 防犯カメラの管理及び運用に関する規程

- 2 前項の場合において、管理責任者が慎重な対応が必要と認める場合にあつては、総括管理責任者に協議の上、対応するものとする。
- 3 管理責任者は、前2項の苦情、問い合わせ等の事項が終了した場合は、その内容及び対応の結果について、速やかに役員会に報告するものとする。

(外部委託における取扱い)

第13条 防犯カメラ及び画像の管理及び運用において、その一部の業務を外部の業者に委託する場合は、個人情報の保護に関する規程第19条の規定に基づき行うとともに、当該業者はこの規程及び本学の個人情報保護に係る諸規程を遵守させなければならない。

(守秘義務等)

第14条 画像を閲覧した者は、当該画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定に違反した本学の教職員及び学生は、国立大学和歌山大学各就業規則及び各雇用規程並びに和歌山大学則に基づく懲戒の対象とする。

(申請書等の保存)

第15条 防犯カメラ(設置・変更・廃止)申請書、防犯カメラ(設置・変更・廃止)承認通知書、防犯カメラ管理台帳、防犯カメラ作動案内表示の写し及び防犯カメラ画像(閲覧・提供)伺い・報告は、総括管理責任者等において、受理又は通知を行った日から起算して5年間保存しなければならない。

(事務)

第16条 防犯カメラの設置・変更・廃止に関する事務は総務課において処理し、防犯カメラの運用、画像の管理等については、防犯カメラを設置する各部局が行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、本学における防犯カメラ及び画像の管理及び運用に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年7月17日から施行する。
- 2 この規程施行前に設置されている防犯カメラについては、第6条第1項による承認を得たものと見做し、防犯カメラ管理台帳に登録する。

附 則(令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2534号)

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条第1項関係）

防犯カメラ（設置・変更・廃止）申請書

年 月 日

防犯カメラ総括管理責任者 殿

防犯カメラ管理責任者

役職：

氏名：

下記のとおり防犯カメラを（設置・変更・廃止）したいので、申請します。

記

1. 防犯カメラを（設置・変更・廃止）する建物の名称
  
2. 防犯カメラを（設置・変更・廃止）する具体的な場所及びその台数等（棟別平面図に記載し、別紙として添付すること。）  
設置場所： ( 台)
  
3. 防犯カメラを（設置・変更・廃止）する目的
  
4. 防犯カメラを（設置・変更・廃止）する（予定）年月日  
年 月 日
  
5. 防犯カメラ管理担当者の職名及び氏名
  
6. 画像の閲覧場所
  - (1) 画像を閲覧する場所名
  
  - (2) モニター等の設置場所名（(1)以外で即時に映像を表示する場合）

## 防犯カメラの管理及び運用に関する規程

### 7. 画像の記録場所

#### (1) 防犯カメラを操作し画像を記録する場所

場所名（室名等を具体的に棟別平面図に記載し、別紙として添付すること。）

#### (2) 記録について

記録媒体（例：ハードディスク、ビデオテープ等）

保管期間（画像を連続してハードディスク等の記録媒体に記録しておく期間について記入すること。例：1ヶ月、1年等）

廃棄の方法（消去等の方法を記載すること。例：上書消去等）

記録媒体の保管場所（室名、施錠の有無等を具体的に棟別平面図に記載し、別紙として添付すること。）

#### (3) 関係者以外の者の立入を制限する方法

### 8. その他（特記事項がある場合に記載すること。）

## 注意事項

1. 設置、変更又は廃止のいずれか該当する項目に○印を付すこと。
2. この申請書は、必ず防犯カメラに係る設置、変更又は廃止を行う前に提出し、承認を得てから設置、変更又は廃止を行うこと。
3. 防犯カメラの設置場所、防犯カメラ設置の周知場所、映像を録画する範囲、画像の記録場所、監視場所、記録媒体の保管場所等を棟別平面図に記載し、別紙として添付すること。
4. 申請済みの記載事項の変更を行う場合は、先に申請した記載内容の変更部分を赤色の二重線で取り消し、その上部に変更した内容を赤字で記載し、提出すること。

別記様式第2号（第6条第4項関係）

防犯カメラ（設置・変更・廃止）承認通知書

年 月 日

防犯カメラ管理責任者

\_\_\_\_\_  
殿

防犯カメラ総括管理責任者

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラの（設置・変更・廃止）については、下記のとおり承認します。

記

1. 防犯カメラ設置許可番号（防犯カメラを設置するときは、当該許可番号に設置台数分の枝番号を付して管理すること。）

〇〇（カメラ設置台数 台）

2. 防犯カメラを（設置・変更・廃止）する建物の名称

3. 防犯カメラを（設置・変更・廃止）する具体的な場所及びその台数等

4. 防犯カメラを（設置・変更・廃止）する目的

5. 防犯カメラを（設置・変更・廃止）する（予定）年月日

年 月 日

6. 画像の閲覧場所

（1）画像を閲覧する場所名

## 防犯カメラの管理及び運用に関する規程

(2) モニター等の設置場所名 ((1) 以外で即時に映像を表示する場合)

### 7. 画像の記録場所

(1) 防犯カメラを操作し画像を記録する場所  
場所名

(2) 記録の有無

記録媒体：

保管期間：

廃棄の方法：

記録媒体の保管場所：

(3) 関係者以外の者の立入を制限する方法

8. その他 (特記事項がある場合に記載すること。)

### 注意事項

設置、変更又は廃止のいずれか該当する項目に○印を付すこと。



別記様式第3号（第6条第4項及び第5項関係）

防犯カメラ管理台帳

設置 許可 番号	部局名	建物名等 設置場所	建物 番号	設置 場所	設置 台数	設置年月日	設置目的	閲覧 場所	管理責任者 (部局長 等)	管理担当者	内線 番号	記録 場所	保管 期間	記録 媒体	廃棄 の 方法	周知 の 有無	承認 年月 日	備考	

防犯カメラ作動案内表示

## 防犯カメラ作動中

設置許可番号： —

設置場所：（例：〇号館玄関附近）

この場所に設置済みの防犯カメラについてご質問、ご相談等がある場合は、次の防犯カメラ管理責任者へ連絡してください。  
防犯カメラ管理責任者：（例：〇〇学部長）

電 話：073-457-

別記様式第5号（第10条及び第11条関係）

防犯カメラ画像（閲覧・提供）（伺い・報告）

1. 画像を（閲覧・提供）した日時  
年 月 日 午前・午後 時 分
2. 画像を（閲覧・提供）した者（職名・氏名・印）
3. 画像を（閲覧・提供）した理由
4. （閲覧・提供）した画像を撮影した防犯カメラの設置場所  
①設置許可番号： ー  
設置場所名：（例：○号館玄関）  
  
②設置許可番号： ー  
設置場所名：（例：○号館ロビー）
5. （閲覧・提供）した画像の撮影期間  
開始日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 から  
終了日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 まで
6. （閲覧場所・提供先）  
（例：○○画像記録室・○○署○○課）
7. 画像を提供した場合の方法（記録媒体等）

注意事項

（閲覧・提供）、（伺い・報告）のいずれか該当する項目に○印を付すこと。